様式第１－１号

整理番号	2 - 1

支　出　証　拠　書

（　会派名・議員氏名　ふじのくに県民クラブ　－　田　口　　章　）

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内　　容	県政報告１月分（FM Haro）（広報費）		
年　月　日	令和８年２月５日	金　　額	35,440 円

目　的	県政の方針や県議会の状況を県民に広報するため
使　途	番組料金
政務活動・県政との関連性	１月 26 日放送分。静岡県の財政状況と R8 年のスポーツイベント、1/22 に行った高校出前講座の様子を紹介した。

≪領収書貼付枠≫

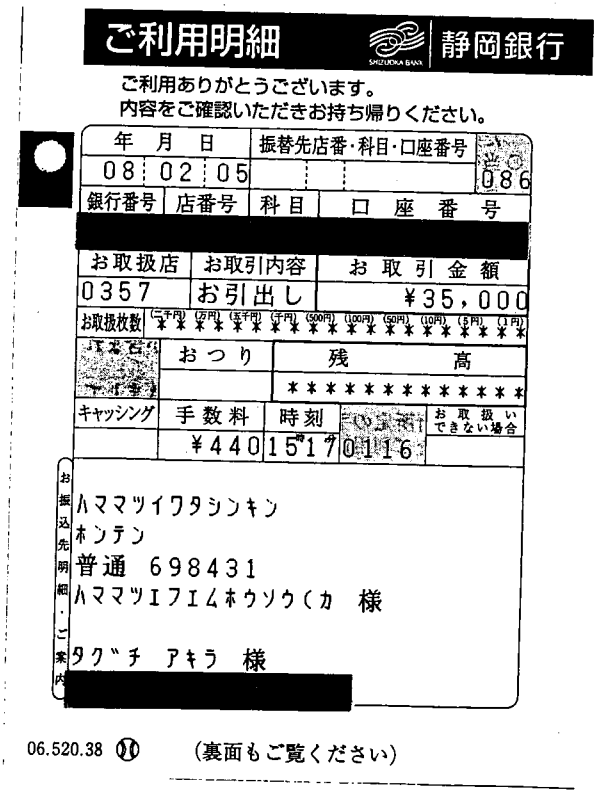

ご利用明細　静岡銀行

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認いただきお持ち帰りください。

年　月　日	振替先店番・科目・口座番号
08 02 05	086

銀行番号	店番号	科目	口　座　番　号
[redacted]			

お取扱店	お取引内容	お取引金額
0357	お引出し	¥35,000

お取扱枚数　(二千円) (一万円) (五千円) (千円) (五百円) (百円) (五十円) (十円) (五円) (一円)
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

	おつり	残高
[redacted]		＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

キャッシング	手数料	時刻	お取扱いできない場合
	¥440	15:17 01 16	

お振込先明細・ご案内
ﾊﾏﾏﾂｲﾜﾀｼﾝｷﾝ
ﾎﾝﾃﾝ
普通　698431
ﾊﾏﾏﾂｴﾌｴﾑﾎｳｿｳ(カ　様

ﾀｸﾞﾁ　ｱｷﾗ　様
[redacted]

06.520.38　(裏面もご覧ください)

案分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	35,440 円	／ 100%	35,440 円

[redacted]

請　求　書

2026年1月31日
No.　26415

静岡県議会議員　田口 章　様

FM Haro! 76.1
浜松エフエム放送株式会社
代表取締役社長　久田 五海
〒430-0933
静岡県浜松市中央区鍛冶町100番地の
ザザシティ浜松中央館4階
TEL:053-458-8600　FAX:053-458-8611
登録番号:T6080401004009

浜松エフエム放送株式会社之印

([redacted])

[redacted]

2026年1月度

期間　2026/01/01～　2026/01/31

前回請求額	入　金　額	繰　越　額	売　上　額	消費税額等
35,000	35,000	0	31,818	3,182

今回請求額
¥35,000

費　　目 (税率)	請求金額	備　考
番組料金 (10.0%)	31,818	【KENGI DE Night!】
小　　計	31,818	
消費税等 (10.0%)	3,182	
合　　計	¥35,000	

上記の通りご請求申し上げます。

なお弊社の取引銀行は次の通りです。

浜松磐田信用金庫　本店営業部　普通No. 0698431
三井住友銀行　浜松支店　普通No. 7024266

※誠に勝手ではございますが、振込手数料は貴社ご負担にてお願い申し上げます。

様式第１－１号

整理番号	２－２

支 出 証 拠 書

（会派名・議員氏名　ふじのくに県民クラブ・　田口　章　）

経費項目	(調査研究費)・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内　　容	県庁にて調査		
年　月　日	令和８年２月９日～令和　　年　　月　　日	金　　額	5,160 円

目　的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・地元要望活動調査・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理・その他調査（　　）
使　途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐車料・その他
政務活動・県政との関連性 (該当項目に丸印)	・議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。 ・地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。 ・確認した事業の課題内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。 ・議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。 ・会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。

≪領収書貼付枠≫

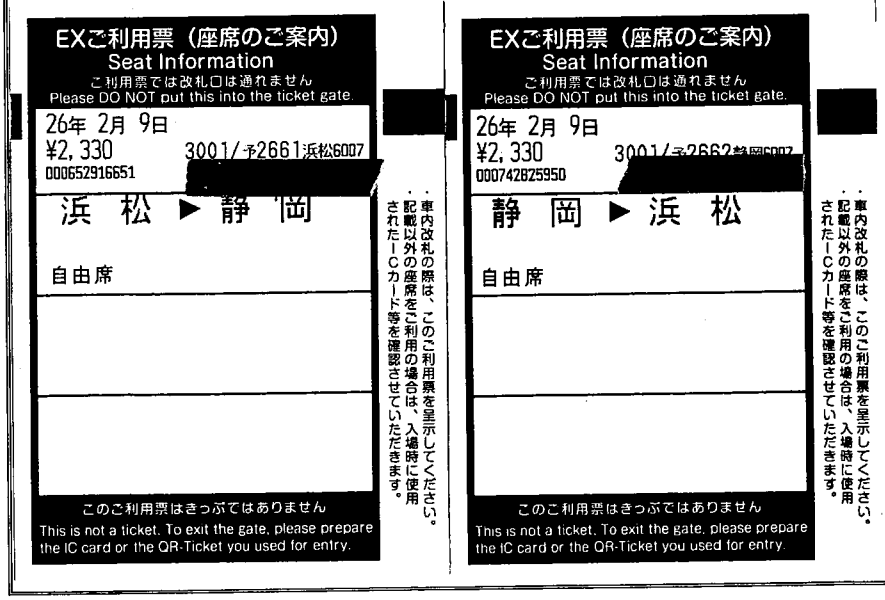
EXご利用票（座席のご案内）
Seat Information
ご利用票では改札口は通れません
Please DO NOT put this into the ticket gate.
26年 2月 9日
¥2,330　3001/予2661浜松6007
000652916651
浜 松 ▶ 静 岡
自由席
このご利用票はきっぷではありません
This is not a ticket. To exit the gate, please prepare the IC card or the QR-Ticket you used for entry.
・車内改札の際は、このご利用票を呈示してください。
・記載以外の座席をご利用の場合は、入場時に使用されたICカード等を確認させていただきます。

EXご利用票（座席のご案内）
Seat Information
ご利用票では改札口は通れません
Please DO NOT put this into the ticket gate.
26年 2月 9日
¥2,330　3001/予2662静岡6007
000742825950
静 岡 ▶ 浜 松
自由席
このご利用票はきっぷではありません
This is not a ticket. To exit the gate, please prepare the IC card or the QR-Ticket you used for entry.
・車内改札の際は、このご利用票を呈示してください。
・記載以外の座席をご利用の場合は、入場時に使用されたICカード等を確認させていただきます。

かじプラ第２パーキング

登録番号:T1080401000202

令貢 収 証

精算機 #01　A 精算No.000127
発券機 #01　発券No.001288
入庫時刻　2026年 2月 9日(月) 08:27
出庫時刻　2026年 2月 9日(月) 18:31
駐車時間　10:04
駐車料金　A料金　500円
合　計　500円
現金領収額　500円
お預り　500円
お釣り　0円
上記合計金額は消費税率10％対象です。
またのご利用をお待ちしております。

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	5,160 円	／ 100 %	5,160 円

様式第１－１号

整理番号	2－3

支 出 証 拠 書

（ 会派名・議員氏名　ふじのくに県民クラブ － 田 口　 章 ）

経費項目	調査研究費・研修費・(広聴広報費)・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内　　容	県議会レポート令和８年新春号の発送		
年 月 日	令和８年２月10日	金　　額	2,277 円

目 的	県政の方針や県議会の状況を県民に広報した
使 途	宅急便料金
政務活動・県政との関連性	県議会12月定例会の内容を広報した。今後も県民にわかりやすくお伝えしていく。

≪領収書貼付枠≫　宅急便３個（@690 円）

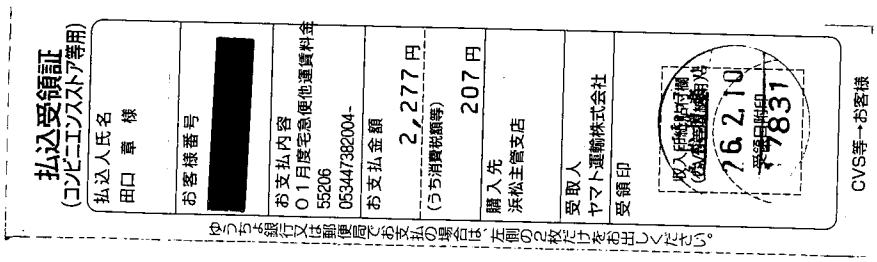

案分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	2,277 円	／ 100%	2,277 円

※ 案分による支出がある場合は、領収書等の金額、案分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

ご 請 求 書

〒 432−8062
静岡県浜松市南区増楽町２０

ご請求年月日　２０２６年　1月31日
お支払予定日　２０２６年　2月　5日
支払方法　　払込票

田口 章　様

ヤマト運輸株式会社

登録番号：T1010001092605
浜松主管支店
担当店：浜松東若林営業所（浜松卸本町）
担当店コード：052−012
〒435−0001
浜松市中央区
上石田町１２６８−１

電話番号　053−435−5137
ホームページアドレス
https://www.kuronekoyamato.co.jp

下記の金額をご請求申し上げます。

ご請求金額	￥２，２７７ （うち消費税額等　￥２０７）

内訳	合計請求額	（うち消費税額等）
１０%	2,277	207
軽減８%	0	0
その他	0	

	個数	運賃等合計	運賃等	立替金	保険料	消費税額等
合計(税込)	3	2,277	2,070	0	0	207

別途郵送される払込票または下記口座への銀行振込にてお支払いください。
銀行振込をご利用の場合はお客様にて振込手数料のご負担をお願いいたします。

銀行	支店	普通預金	口座名義
三菱ＵＦＪ	振込第一／３１３	８９２１７０２	ヤマト運輸（株）

請求書No.	55206
お客様コード	[redacted]

請 求 明 細 書

ヤマト運輸株式会社

ご請求年月日　２０２６年　１月３１日

登録番号：　Ｔ１０１００００１０９２６０５　　担当店コード：　０５２－０１２

田口　章　様

受付日	原票NO.	サイズ	商品区分	発店 都道府県	発店 市区町村	個数	運賃等	立替金	保険料	運賃等合計
0127	4896-9552-8173	６０	宅急便発払	静岡県	湖西市	1	690	0	0	690
0127	4896-9552-8184	６０	宅急便発払	静岡県	湖西市	1	690	0	0	690
0127	4896-9552-8195	６０	宅急便発払	静岡県	浜松市中央区	1	690	0	0	690

*は軽減税率適用商品です。

	個数	運賃等合計	運賃等	立替金	保険料	消費税額等
小　　計	3	2,070	2,070	0	0	-
合計(税込)	3	2,277	2,070	0	0	207

請求書No.　55206

お客様コード　[redacted]

様式第１－１号

整理番号	2 - 4

支 出 証 拠 書

（会派名・議員氏名　ふじのくに県民クラブ・　田口　章　）

経費項目	(調査研究費)・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内　　容	県庁にて調査		
年　月　日	令和８年２月13日～令和　　年　　月　　日	金　　額	5,160円

目　的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・地元要望活動調査・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理・その他調査（　　）
使　途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐車料・その他
政務活動・県政との関連性 (該当項目に丸印)	・ 議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。 ・ 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。 ・ 確認した事業の課題内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。 ・ 議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。 ・ 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。

≪領収書貼付枠≫

EXご利用票（座席のご案内）
Seat Information
ご利用票では改札口は通れません
Please DO NOT put this into the ticket gate.
26年 2月13日
¥2,330　3001/予2665浜松6007
000077908258
[redacted]
浜 松 ▶ 静 岡
自由席
このご利用票はきっぷではありません
This is not a ticket. To exit the gate, please prepare the IC card or the QR-Ticket you used for entry.
・車内改札の際は、このご利用票を呈示してください。
・記載以外の座席をご利用の場合は、入場時に使用されたICカード等を確認させていただきます。

EXご利用票（座席のご案内）
Seat Information
ご利用票では改札口は通れません
Please DO NOT put this into the ticket gate.
26年 2月13日
¥2,330　3001/予2666静岡6006
000821835757
[redacted]
静 岡 ▶ 浜 松
自由席
このご利用票はきっぷではありません
This is not a ticket. To exit the gate, please prepare the IC card or the QR-Ticket you used for entry.
・車内改札の際は、このご利用票を呈示してください。
・記載以外の座席をご利用の場合は、入場時に使用されたICカード等を確認させていただきます。

かじプラ第２パーキング

登録番号:T1080401000202

領 収 証

精算機 #01　A 精算No.000057
発券機 #01　発券No.002275
入庫時刻　2026年 2月13日(金) 08:59
出庫時刻　2026年 2月13日(金) 17:29
駐車時間　8:30
駐車料金　A料金　500円
＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝
合 計　500円
現金領収額　500円
お預り　500円
お釣り　0円
上記合計金額は消費税率10％対象です。
またのご利用をお待ちしております。

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	5,160円	／ 100 %	5,160円

様式第１－１号

整理番号	2-5

支 出 証 拠 書

（会派名・議員氏名　ふじのくに県民クラブ・　田口　章　）

経費項目	(調査研究費)・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内　　容	県庁にて調査		
年　月　日	令和８年２月18日～令和　　年　　月　　日	金　　額	5,360円

目　的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・地元要望活動調査・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理・ [その他調査（生成AIの活用について）]
使　途 (該当項目に丸印)	[交通費]・宿泊費・[駐車料]・その他
政務活動・県政との関連性 (該当項目に丸印)	・[議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。] ・地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。 ・確認した事業の課題内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。 ・議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。 ・会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。

≪領収書貼付枠≫

かじプラパーキング

EXご利用票（座席のご案内）
Seat Information
ご利用票では改札口は通れません
Please DO NOT put this into the ticket gate.
26年 2月18日
¥2,330　3001/予2669浜松6007
000648895169
浜 松 ▶ 静 岡
自由席
このご利用票はきっぷではありません
This is not a ticket. To exit the gate, please prepare the IC card or the QR-Ticket you used for entry.
・車内改札の際は、このご利用票を呈示してください。
・記載以外の座席をご利用の場合は、入場時に使用されたICカード等を確認させていただきます。

EXご利用票（座席のご案内）
Seat Information
ご利用票では改札口は通れません
Please DO NOT put this into the ticket gate.
26年 2月18日
¥2,330　3001/予2670静岡6006
000307835686
静 岡 ▶ 浜 松
自由席
このご利用票はきっぷではありません
This is not a ticket. To exit the gate, please prepare the IC card or the QR-Ticket you used for entry.
・車内改札の際は、このご利用票を呈示してください。
・記載以外の座席をご利用の場合は、入場時に使用されたICカード等を確認させていただきます。

登録番号:T1080401000202

令和 収 証

精算機 #01		A 精算No.000046
発券機 #01		発券No.031821
入庫時刻	2026年 2月18日(水)	10:33
出庫時刻	2026年 2月18日(水)	17:28
駐車時間		6:55
駐車料金	A料金	700円
合　計		700円
お預り		700円
お釣り		0円

上記合計金額は消費税率10％対象です。
上記正に領収致しました。

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	5,360円	／ 100 %	5,360円

様式第１－１号

整理番号	2 - 6

支 出 証 拠 書

（会派名・議員氏名　ふじのくに県民クラブ・　田口　章　）

経費項目	(調査研究費)・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内　　容	県庁にて調査		
年　月　日	令和８年２月19日～令和　　年　　月　　日	金　　額	5,160円

目　的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・地元要望活動調査・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理・その他調査（　　）
使　途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐車料・その他
政務活動・県政との関連性 (該当項目に丸印)	・　議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。 ・　地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。 ・　確認した事業の課題内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。 ・　議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。 ・　会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。

≪領収書貼付枠≫

EXご利用票（座席のご案内）
Seat Information
ご利用票では改札口は通れません
Please DO NOT put this into the ticket gate.
26年 2月19日
¥2,330　3001/予2671浜松6007
000296905072
浜 松 ▶ 静 岡
自由席
このご利用票はきっぷではありません
This is not a ticket. To exit the gate, please prepare the IC card or the QR-Ticket you used for entry.
・車内改札の際は、このご利用票を呈示してください。
・記載以外の座席をご利用の場合は、入場時に使用されたICカード等を確認させていただきます。

EXご利用票（座席のご案内）
Seat Information
ご利用票では改札口は通れません
Please DO NOT put this into the ticket gate.
26年 2月19日
¥2,330　3001/予2672静岡6006
000222845453
静 岡 ▶ 浜 松
自由席
このご利用票はきっぷではありません
This is not a ticket. To exit the gate, please prepare the IC card or the QR-Ticket you used for entry.
・車内改札の際は、このご利用票を呈示してください。
・記載以外の座席をご利用の場合は、入場時に使用されたICカード等を確認させていただきます。

かじプラ第２パーキング

登録番号:T1080401000202

領収証

精算機 #01　A 精算No.000050
発券機 #01　発券No.003791
入庫時刻　2026年 2月19日(木) 09:39
出庫時刻　2026年 2月19日(木) 16:28
駐車時間　6:49
駐車料金　A料金　500円
合 計　500円
現金領収額　500円
お預り　500円
お釣り　0円
上記合計金額は消費税率10％対象です。
またのご利用をお待ちしております。

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	5,160円	／ 100 %	5,160円

様式第１－２号

整理番号	2-7

支　出　証　拠　書（各種団体会費）

（会派名・議員氏名　ふじのくに県民クラブ・　　田口　章　　）

経費項目	調査研究費・研修費		
内　　容	特定非営利活動法人ドットジェイピー議員会員 会費(2025.10～2026.3)		
年　月　日	令和８年２月24日	金　　額	22,220 円

会の趣旨・目　的	ドットジェイピーは若者の社会参画と若年投票率の向上を目的に、春休みと夏休みの年２回、学生を対象としたインターンシッププログラムを実施し政策コンテストを行っている。
会の活動内容等	会員として2,3月の２ヵ月間、静岡大学人文社会学部の２年生、情報学部１年生、工学部１年生、東京農大国際食料情報学部１年生の４人をインターン生として受け入れし、政務活動に同行するなどして社会勉強を行い、社会課題解決のための政策提言を検討している。
政務活動・県政との関連性	学生は「人口減少社会」をメインテーマに「スポーツによる地域活性化」、「中小企業と学生の連携」「行政施策の情報発信力の適正化」「次世代農業の創出」を研究している。若者目線でさまざまな意見を出してもらっている。

≪領収書貼付枠≫

会費 44,000 円＋振込手数料 440 円

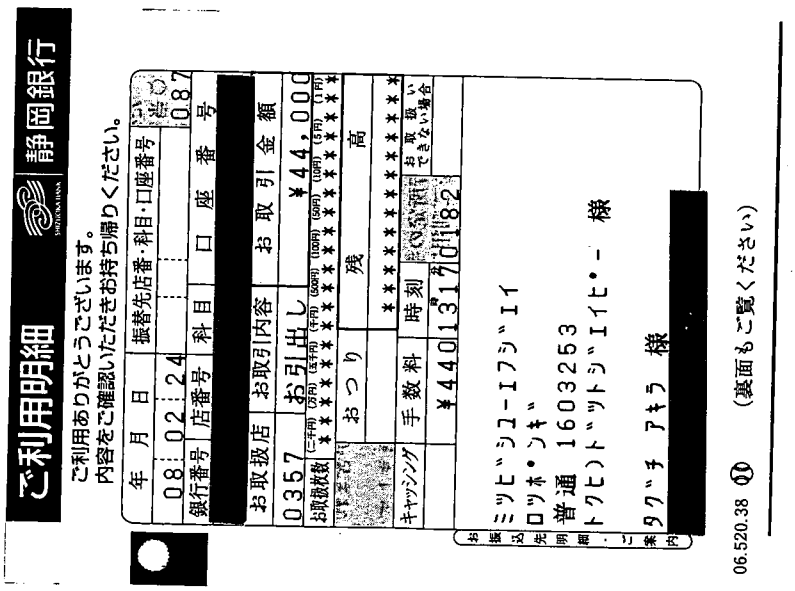

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他（団体概要、ドットジェイピー議員会員規約）

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
後援会活動への参加も考えられるため	44,440 円	1／2 50%	22,220 円

[redacted]

田口章 様

NPO法人ドットジェイピー

102-0083
東京都千代田区麹町2-10-2
プレミアムオフィス麹町304

ご請求書

下記の通りご請求申し上げます。

件名　　2026年春期　議員会員費につきまして

請求日　2026-02-12
請求書番号　56257
登録番号　T4010405003353

小計	消費税	請求金額
40,000円	4,000円	**44,000円**

入金期日	振込先
2026-03-10	三菱UFJ銀行 六本木支店 普通　1603253 トクヒ)ドットジェイピー ※振り込み手数料は貴方にてご負担くださいますようお願い致します。

摘要	明細金額
議員会員費(都道府県議会議員)	40,000

内訳	10%対象(税抜)	40,000円
	10%消費税	4,000円

備考
2026年春期ソーシャルインターンシッププログラムにご協力くださいましてありがとうございます。
議員会員費ご請求書を送付致しましたので、ご確認くださいませ。

■会員期間:2025年10月1日～2026年3月31日

領収書はご入金確認後、発行に2週間程度頂戴しておりますので、あらかじめご了承ください。
今後とも何卒宜しくお願い申し上げます。

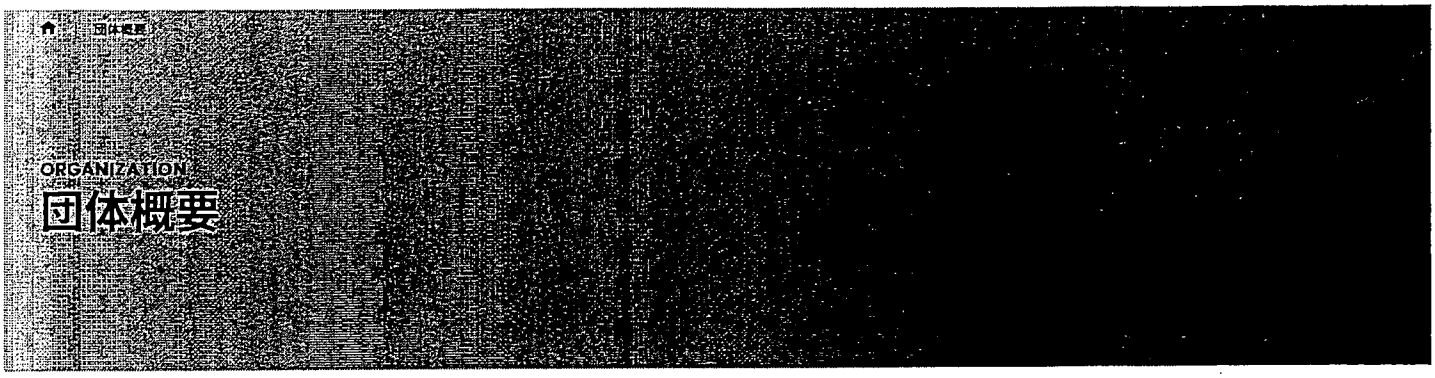

「私もできる」を、私達がつくる。

思い込みでも、勘違いでもいい。この国を、世の中を、もっとよくしたい、
その気持ちと行動さえあれば、誰だって世界を変える立役者になれる。
だから、ドットジェイピーはつくりたい。
各界のスペシャリストや仲間とつながることで、「私もできる」と思える、たくさんの瞬間を。
そして、あなたが世の中の課題を改善へと導く未来を。
期待してほしい、想像を超えていく自分に。

ドットジェイピーは、若者の社会参画と若年投票率の向上を目的として活動するNPO法人です。全国34拠点で約500人の大学生スタッフが中心となり、春期（2月～3月）と夏期（8月～9月）の年2回、学生を対象としたインターンシッププログラム（議員・グローバル・NPO）を提供し、また若年層向け政策コンテストを実施しています。
これまでのインターンシッププログラム参加者数は、議員事務所のべ2,944事務所、大使館やNPOなど996機関、学生のべ46,454名となっています。（※2025.3.31.現在）
なお、ドットジェイピーは中立的な団体であり特定の政党を支持するものではありません。

概要

団体名称	特定非営利活動法人ドットジェイピー
通常表記	NPO法人ドッドジェイピー
英文表記	Dot-jp Nonprofit Oraganization
創業	1998年2月14日
法人設立	2000年11月22日

事業内容

1. インターンシップ・コーディネート事業
2. 地域活性化に関する諸フォーラム・セミナーの開催
3. 広報事業

目的

・大学生を主とした不特定多数の人に、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長（以下「議員」という。）、特定非営利活動法人など各種団体、行政機関および駐日外国公館などの公的団体のもとでのインターンシップを通じて実務研修を行わせ、もって社会学習の機会を付与し、社会教育の推進を図ること。
・国民の社会に対する興味を喚起し、もって議員選挙の投票率の向上を図ること。

前記の目的を達成するため、以下の種類の特定非営利活動を行う。

1. 社会教育の推進を図る活動
2. 情報化社会の発展を図る活動

所在地

〒102-0083 東京都千代田区麹町2-10-2 プレミアムオフィス麹町 304 Google Map
TEL0120-098-214（平日：月～金・10:00~17:00）
FAX03-6272-3556

特定非営利活動法人ドットジェイピー議員会員規約

第１条（総則）
本規約は、特定非営利活動法人ドットジェイピー（以下「ドットジェイピー」といいます）の議員会員資格、入会手続き、議員会員費、議員会員の内容、その他ドットジェイピーと議員会員に関する事項を規定します。

第２条（議員会員）
１．本規約において、議員会員とは、ドットジェイピーの目的に賛同し、その発展に協力するため、議員インターンシッププログラムに参加する目的でドットジェイピーに入会した、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団 体の議会の議員及び長をいいます。
２．議員会員資格の有効期間は半年とし、春期が１０月１日から翌年３月３１日まで、夏期が４月１日から９月３０日までとします。
３．議員会員は、本規約を遵守する義務を負います。

第３条（議員会員区分）
議員会員の会員区分は次の通りとします。
(1) 衆議院議員会員・参議院議員会員 ： 衆議院議員または参議院議員の職にある議員会員 (2) 都道府県議会議員会員 ： 都道府県議会議員の職にある議員会員
(3) 政令指定都市議会議員会員 ： 政令指定都市議会議員の職にある議員会員 (4) 市区町村議会議員会員 ： 市区町村議会議員の職にある議員会員
(5) 首長会員 ： 都道府県または市区町村の長の職にある議員会員

第４条（入会手続）
１．議員会員となろうとする者は、所定の申込書を提出し、ドットジェイピーに対し、入会の申込みを行います（以下当該申込みをした者を「申込者」といいます）。
２．ドットジェイピーは、前項の申込書を受領後、申込者の入会を承認するか否かを検討し、承認する場合には、当該申込者を議員会員名簿に登録します。なお、ドットジェイピーは、申込者の入会を承認しない場合、その理由について一切開示義務を負いません。
３．申込者は、前項の議員会員名簿に登録されたとき、議員会員資格を取得し、ドットジェイピーに入会します。
４．議員会員が第６条第１項記載の議員会員費を納入したとき、ドットジェイピーは、議員会員に対し、会員証明書を送付します。

第５条（議員インターンシッププログラム）
１．議員会員は、議員インターンシッププログラムに参加することができます。
２．議員インターンシッププログラムとは、ドットジェイピーが、議員等のもとで実務研修を希望する学生に、当該学生の受入れを希望する衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長を紹介して、学生に研修の機会を与え、もって社会学習の機会を付与するとともに（以下当該機会を得て議員インターンプログラムに参加した学生を「インターン生」といいます）、政治に対する国民の興味を喚起し、社会教育の推進を図ることを目的として、特定の政治団体、宗教団体等の支援をすることなく行う議員インターンシップ活動をいいます。
３．議員インターンシッププログラムは、春期２月１日から３月３１日まで、夏期８月１日から９月３０日までとします。
４．議員インターンシッププログラムの期間中に議員会員が選挙を行う場合の議員インターンシッププログラムの取扱い等については、ドットジェイピーが別途定めるところに従うこととします。

第６条（議員会員費）
１．議員会員費は、会員区分に従い、次の通りとします。なお金額は半年間分の額となります。
(1) 衆議院議員会員・参議院議員会員 ： 金 55,000 円（税込）
(2) 都道府県議会議員会員 ： 金 44,000 円（税込）
(3) 政令指定都市議会議員会員 ： 金 44,000 円（税込）
(4) 市区町村議会議員会員 ： 金 33,000 円（税込）
(5) 首長会員 ： 金 55,000 円（税込）
２．議員会員は、インターン生の受入れを決定した後速やかに、ドットジェイピーに対し、別途定めるところに従って議員会員費を納入しなければなりません。
３．ドットジェイピーは、退会、議員会員資格の停止、その他理由の如何を問わず、受領した議員会員費を返還しません。

第７条（遵守事項）
１．議員会員は、ドットジェイピーに入会したことにより知り得た、ドットジェイピーに関する情報、ドットジェイピーの会員及び職員に関する情報、インターン生に関する情報、その他一切の情報を、ドットジェイピーの議員会員として使用するのに必要な範囲を超えて使用してはならず、また第三者に開示または漏洩してはいけません。議員会員が、議員会員資格を喪失した後も同様とします。
２．議員会員は、当該議員会員のもとで議員インターンシッププログラムに参加したインターン生に対し、１００

時間以上３２０時間以内で、研修を受けさせなくてはいけません。ただし、議員インターンシッププログラムの期間が議員会員の選挙期間と重なった場合等、やむを得ない事情が存する場合は、この限りではありません。
3．当該インターン生が行った未来事業プログラム（議員インターンシッププログラムと合わせてドットジェイピーが提供するプログラムを意味します）の活動時間は前項の研修時間に含まれるものとします。ただし、ドット

特定非営利活動法人ドットジェイピー議員会員規約

ジェイピー及び議員会員の協議により、異なる扱いをすることができるものとし、この場合、その旨をドットジェイピー又は議員会員からインターン生に対し、所定の方法により通知することとします。 4．議員会員は、インターン生に対し、報酬、食事代または交通費等の実費、その他名目の如何を問わず一切の金 銭を交付してはいけません。
5．議員会員は、議員インターンシッププログラム期間中、ドットジェイピーの許可無く、インターン生にアルバイトを行わせてはいけません。
6．議員会員は、議員インターンシッププログラム期間中、インターン生に、他の議員事務所においてインターンシップ活動を行わせようとする場合には、事前に、インターン生を通して、ドットジェイピーに対しその旨届け出させなくてはいけません。
7．議員会員は、誠実に議員インターンシッププログラムに参加しなければならず、ドットジェイピー、ドットジェイピーの会員及び職員、インターン生、その他ドットジェイピーの関係者の名誉、社会的信用等を害する行為をしてはいけません。
8．議員会員は、インターン生に対し、入会申込みの際にドットジェイピーに提出した「インターンシップエントリーシート」の「インターンシップに関する情報」欄に記載した研修内容を行わせなければなりません。 9．議員会員は、ドットジェイピーに入会したことにより知り又は知り得た、ドットジェイピーの会員及び職員に 関する情報、インターン生に関する情報などを用いて、ドットジェイピーを介さずにドットジェイピーの会員及 びインターン生（その候補者を含む）に独自に接触してはいけません。なお、議員会員が、議員会員資格を喪失 した後も同様とします。
但し、議員会員への受入が確定したドットジェイピーの会員及びインターン生（その候補者を含む）であって、議員会員が当該学生に対して直接の連絡をとることをドットジェイピーが承諾した場合にはこの限りではあり ません。

第８条（退会）
1．議員会員は、電子メールまたは書面により、ドットジェイピーに対し退会の意思表示をすることにより、いつでも退会をすることができます。
2．前項の場合、議員会員は、当該退会の意思表示がドットジェイピーに到達したとき退会し、議員会員資格を喪失します。但し、その場合においても第６条に定める議員会員費の支払義務が消滅するものではありません。 3．議員会員が、辞職、衆議院の解散その他の事由により議員等の職を失った場合、当該議員会員は、当然にドッ トジェイピーを退会したものとします。

第９条（議員会員資格の停止）
1．申込者または議員会員が、以下のいずれかの事由に該当する場合には、ドットジェイピーは、入会を承認せず、また、入会後であっても議員会員資格を停止する場合があります（なお、申込者の入会を承認するか否かは、ドットジェイピーの自由な判断に基づくものであり、以下の事由に該当しない場合であっても、ドットジェイピー は、申込者の入会を承認しないことができます。）。
(1) 虚偽の事実を述べた場合
(2) 議員会員費、その他ドットジェイピーが定める諸費用の支払いを遅滞し、ドットジェイピーが相当期間を 定めて催告したにもかかわらず、当該期間内に支払わない場合
(3) 本規約、その他ドットジェイピーが定める諸規程に違反した場合
(4) ドットジェイピー、ドットジェイピーの会員または職員、インターン生、その他のドットジェイピーの関 係者等に損害を及ぼした場合または及ぼす虞がある場合
(5) ドットジェイピー、ドットジェイピーの会員または職員、インターン生、その他ドットジェイピーの関係 者等の名誉または信用を傷つける行為をした場合
(6) 公序良俗に反する行為、犯罪行為、特定の思想または宗教団体や組織への勧誘またはそれに類似する行為（物品の販売等を含みます）、その他法令に違反する行為を行った場合または行う虞がある場合 (7) 破産手続もしくは民事再生手続が開始された場合、または後見開始、補佐開始もしくは補助開始の審判を 受けた場合
(8) 議員会員資格を与えるにふさわしくない行状があった場合
(9) その他、ドットジェイピーの議員会員資格を与えることが適当でない場合
2．前項により議員会員資格を停止する場合には、ドットジェイピーは、その旨当該議員会員に対し通知します。なお、当該通知は、電子メール又は書面により行うものとします。
3．議員会員は、前項に定める議員会員資格停止の通知により、議員会員としての全ての権利を喪失するものとします。

第１０条（著作権等）
議員会員は、ドットジェイピーが提供するテキスト、ソフトウェア、音楽、音声、写真、グラフィックス、ビデ

オ、ページレイアウト、デザイン等一切のものについて、ドットジェイピーが特に認めた場合を除き、ドットジェイピーがそれらの著作権、商標権、サービスマークに関する権利、特許権、所有権その他一切の権利を有していることを承認するものとします。

第１１条（変更の届出）
1．議員会員は、住所、連絡先その他の届出事項に変更を生じた場合、電子メールまたは郵便にて、速やかにドットジェイピーに対し、その旨届け出るものとします。
2．前項の届出の懈怠により、ドットジェイピー、インターン生または第三者等に損害を与えた場合、議員会員は、 その損害を賠償するものとします。

特定非営利活動法人ドットジェイピー議員会員規約

3．第１項の届出の懈怠により、議員会員に何らかの不利益が生じた場合であっても、ドットジェイピーは一切責任を負わないものとします。

第１２条（トラブル等）
1．議員会員は、インターンシッププログラムに関連して、ドットジェイピーの責めに帰すべき事由によらずインターン生またはその他の第三者との間で、事故、紛争、その他のトラブルが生じた場合、理由の如何を問わず、直ちにドットジェイピーに報告を行うものとし、ドットジェイピーの指示の下、自己の費用でこれを解決するものとし、ドットジェイピーに対し、何らの負担をかけないものとします。
2．議員会員は、インターン生またはその他の第三者から、何らかの損害を被った場合であっても、ドットジェイピーの責めに帰すべき事由による場合を除き、ドットジェイピーに対し、名目の如何を問わず、何らの請求もできないものとします。

第１３条（損害賠償義務）
1．議員会員は、故意または過失により、ドットジェイピー、ドットジェイピーの会員または職員、インターン生、 その他ドットジェイピーの関係者に対し、損害を生じさせた場合には、これらの者が被った損害を賠償しなけれ ばなりません。
2．議員会員の事情により、インターン生が議員インターンシッププログラムに参加することができなくなった場合または継続が困難となった場合、当該議員会員は、インターン生がドットジェイピーに対し支払った参加費等一切の費用を、ドットジェイピーに支払うものとします。

第１４条（地位の譲渡等の禁止）
議員会員は、議員会員たる地位を第三者に譲渡できないものとし、議員会員たる地位または権利に対して質権等 一切の担保権を設定できないものとします。

第１５条（その他）
1．ドットジェイピーは、議員会員の議員インターンシッププログラムの活動状況等を、同意を得て、写真またはビデオ撮影することができるものとします。
2．ドットジェイピーは、議員会員の氏名、会員区分（議員又は首長の区分）、所属政党、役職、経歴、写真及びビ デオ等を、同意を得て、ドットジェイピーのホームページ、パンフレット、雑誌、新聞、活動報告書等、社内及 び社外向け広報活動に用いることができるものとします。
3．ドットジェイピーは、ドットジェイピーホームページから議員会員のホームページへリンクさせることができるものとします。
4．ドットジェイピーは、議員会員に対し、ドットジェイピーのオフィシャルメールマガジン、活動報告、イベントの告知、アンケート等を配信または配布することができるものとします。なお、議員会員が、当該身分を失った後も同様とします。
5．ドットジェイピーは、議員会員に対し、ドットジェイピーが適当と認めた第三者の宣伝広告またはアンケート等を配信または配布できるものとします。なお、議員会員が、当該身分を失った後も同様とします。

第１６条（規約の変更）
ドットジェイピーは、議員会員に通知することにより本規約を変更することができます。当該変更後、議員会員 が議員インターンシッププログラムの利用を継続した場合は、議員会員は当該変更に同意したものとみなします。

第１７条（協議）
本規約に定めのない事項または本規約についてドットジェイピーと議員会員との間で解釈を異にした事項につい ては、双方誠意をもって友好的に協議のうえ解決するものとします。

第１８条（管轄裁判所）
ドットジェイピーと議員会員との間で生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

以 上

附則
本規定は、平成２６年４月１日より施行するものとします。

平成２６年７月１日 改訂・適用
平成２７年３月１日 改訂・適用
平成２９年３月１日 改訂・適用
平成３０年３月１日 改訂・適用
平成３１年３月１日 改訂・適用
令和元年１０月１日 改訂・適用
令和２年４月１日 改訂・適用